

高取町公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 本規約は、高取町（以下「町」という。）が町民及び来訪者に対する災害時や通常時の利便性の向上を図るため、公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、町が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 利用者は、この規約に同意しているものとみなす。ただし、未成年者が利用する場合は、あらかじめ利用者が保護者の同意を得るものとし、保護者の責任の範囲内で利用できるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスの内容は、町が設置した本サービス用アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

(利用施設及び利用時間)

第4条 本サービスを利用することができる施設及び時間は、別に定めるとおりとする。ただし、町が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用施設及び利用時間を変更することができる。

(利用料)

第5条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用者の責務)

第6条 本サービスに接続する通信機器は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用する通信機器及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係の法令を遵守しなければならない。

4 通信機器及び本サービスの利用に係るセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの対策は、利用者が行うものとする。

- 5 本サービスへの接続手順、操作方法等の質疑は、利用者において解決するものとし、町では対応しないものとする。
- 6 利用者は、他の来庁者の迷惑とならないよう配慮して本サービスを利用するものとする。

(運用管理)

- 第7条 町は、本サービスの悪質な利用を防止するねらいから、利用者のアクセスログ等を記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
- 2 町は、前項で記録したアクセスログ等の情報を、犯罪の防止、抑制及び解決等のため、利用者の了承なく、外部に提供することができるものとする。
 - 3 本サービスへの接続に係る通信機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、本サービス接続機器の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、町は一切責任を負わないものとする。
 - 4 利用者が快適に利用できる通信速度は、これを保証しないものとする。
 - 5 町は、前各項に掲げるほか適切な運用管理のため、必要な措置を講ずる。

(利用の停止)

- 第8条 町は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を停止するものとする。
- (1) 次条第1項各号に掲げる事項に該当する行為を行ったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この規約の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると町が判断したとき。
- 2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が町、利用者本人及び第三者に損害を生じさせたときは、当該利用者は、本サービスの利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、町は一切責任を負わないものとする。

(禁止事項)

- 第9条 利用者は、本サービスの利用において次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 他の利用者、若しくは町の財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者、第三者又は町に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (3) 誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

- (5) 法人の利益を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 宗教又は政治に関する活動
- (8) 性風俗に関する活動
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務適用誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを送受信する行為
- (12) 専らゲーム利用を目的とした利用
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町が不適切と判断する行為

(運用の停止)

第10条 町は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの運用を停止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を行うとき。
- (2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなったとき。
- (3) 本サービスのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由があるとき。
- (4) その他管理責任者が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断したとき。
- (5) 災害により指定避難所が開設され、本サービスを使用するとき。

2 本サービスの停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、その理由を問わず、町は一切の責任を負わないものとする。

(免責事項)

第11条 町は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止に伴う損害、本サービスサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。

3 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者及び第三者との間に生じた紛争等について、町は一切責任を負わないものとする。

4 町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更等)

第12条 町は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和4年5月12日から施行する。

別表（第4条関係）

利用場所	利用時間	備考
本庁舎	24時間	
リバルテホール	開設時間内	指定避難所として開設した場合のみ
保健センター		
たかむち小学校体育館		
高取中学校体育館		
高取健民グラウンド		

注1. 本サービス用アクセスポイントの電波伝搬状況により、別表に掲げる利用場所であっても、利用できない場所があります。